

○名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(平成29年12月8日条例第5号)

改正 令和元年8月30日条例第1号 令和5年3月3日条例第2号

名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、名寄地区衛生施設事務組合（以下「組合」という。）が行う廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 处理区域 名寄地区衛生施設事務組合規約（昭和39年39地第78号指令許可。以下「規約」という。）第2条の関係市町村（以下「関係市町村」という。）区域をいう。
- （2） 一般廃棄物 し尿及び浄化槽汚泥、炭化対象物（生ごみ類、衛生ごみ類、紙くず等）、埋立対象物（不燃ごみ、粗大ごみ、焼却残渣）のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （3） 産業廃棄物 法第2条第4項に定める廃棄物をいう。
- （4） 处理施設 名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物処理施設設置条例（平成15年条例第1号）で定める一般廃棄物処理施設をいう。

（組合の責務）

第3条 組合は、一般廃棄物を適正に処理し、資源化を促進するよう努めなければならない。

2 組合は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営に努めなければならない。

3 組合は、一般廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、関係市町村と連携して住民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、一般廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、組合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、衛生的な生活環境の保全に努め、一般廃棄物の適正な分別及び排出をしなければならない。

2 住民は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、組合の施策に協力しなければならない。

（処理計画）

第6条 管理者は、法第6条第1項の規定により関係市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき、適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

（一般廃棄物の収集運搬、処分の委託）

第7条 管理者は、法第6条の2第2項の規定により、一般廃棄物の収集運搬又は処分を業とする者に委託することができる。

(一般廃棄物収集運搬業等の申請及び許可)

第8条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥に限る。）の許可を受けようとする者、法第7条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「浄化槽法」という。）第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは、これを許可する。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第9条 前条第2項の規定により許可を受けた者が、許可証の再交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等手数料)

第10条 第8条第1項の規定による許可若しくは許可の更新を受けようとする者又は前条の規定による再交付を申請する者は、別表第1に定める手数料を納入しなければならない。

(し尿の使用等)

第11条 処理区域内において、し尿を肥料として使用するときは、法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第13条の規定に定める使用方法により使用しなければならない。

2 前項の場合、あらかじめその旨を管理者に届けなければならない。

3 管理者は、生活環境の保全上、必要な指示をすることができる。

(一般廃棄物を搬入できる者)

第12条 処理施設に一般廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 関係市町村において排出した一般廃棄物を自ら処理施設に搬入しようとする者

(2) 管理者又は関係市町村の長の委託により一般廃棄物の収集及び運搬を行う者

(3) 管理者又は関係市町村の長により法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者

2 前項の規定に関わらず、同項各号に掲げる者のほか、国又は関係市町村以外の地方公共団体から一般廃棄物の搬入の申出があった場合において特に管理者が認めるときは、当該一般廃棄物を搬入することができる。

(搬入禁止物)

第13条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次に掲げる一般廃棄物を搬入してはならない。

ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。

(1) 有害性、毒性のある物

(2) 感染性のある物で規則で定めるもの

(3) 爆発物、引火性その他の危険性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 収集、運搬又は処理に際し特別の取扱いを要する物で規則で定めるもの

(6) その他管理者が指定する物

(一般廃棄物の受入基準)

第14条 処理施設に一般廃棄物を搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 管理者は、処理施設に一般廃棄物を搬入する者が前項に定める受入基準に従わない場合には、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(組合が処理する産業廃棄物)

第15条 法第11条第2項の規定に基づき組合が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がないと認められるものとする。

2 前項の産業廃棄物は、規則で定める。

(指導又は助言)

第16条 管理者は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、自ら処理施設に搬入する者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(一般廃棄物収集運搬及び処理手数料)

第17条 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、一般廃棄物の収集運搬及び処理に関し、別表第2に定める手数料を徴収する。

2 し尿の収集運搬に関する手数料の徴収等は、名寄地区衛生施設事務組合証紙条例（昭和47年条例第3号）に定める。

3 炭化対象物及び埋立対象物の処理手数料の徴収方法については、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減額又は免除)

第18条 管理者は、関係市町村の長により一般廃棄物処理手数料の減額又は免除された者に限り、減額又は免除することができる。

(産業廃棄物の処理手数料)

第19条 管理者は、第15条第1項の産業廃棄物を処理する場合は、別表第3に定める処理手数料を徴収する。

2 前項の処理手数料の徴収方法については、規則で定める。

(一般廃棄物受託使用料)

第20条 管理者は、規約第3条第4号の規定により、一般廃棄物を受託処理したときは、毎年度予算で定める額を使用料として徴収する。

2 前項の使用料の徴収方法については、規則で定める。

(適正処理困難物)

第21条 管理者は、組合が処理を行っている一般廃棄物のうちから、製品、容器等で組合の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 管理者は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう、必要な協力を求めることができる。

(技術管理者の資格)

第22条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号

イからチまでに掲げる者

- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (平成29年12月8日条例第5号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、現に管理者又は関係市町村の長により法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けている者は、第8条に規定する申請により許可を受けたものとみなす。

附 則 (令和元年8月30日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

手数料の名称	許可の区分	手数料の額	摘要
一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料	法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の当該許可の更新	1件につき 10,000円	
浄化槽清掃業許可申請手数料	浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可又は同条第2項の当該許可の更新	1件につき 10,000円	
許可証再交付手数料	一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	1件につき 3,000円	

別表第2 (第17条関係)

手数料の名称 市町村	し尿収集手数料	炭化処理手数料	埋立処理手数料
名寄市	20リットルにつき 178円	10キログラムにつき 126円	10キログラムにつき84円
美深町			
下川町			
音威子府村	20リットルにつき 123円		

備考

- 1 し尿収集の1回の総量が20リットルに満たないときは20リットルとし、20リットルを越える場合で20リットルに満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 炭化対象物及び埋立対象物の1回の総量が10キログラムに満たないときは10キログラムとし、10キログラム以上については10キログラムを基礎単位とする。
- 3 し尿収集手数料の算出方法は、収集した量にし尿収集手数料を乗じて計算して得た額とし、当該額に5円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、当該額に5円以上10円未満の端数があるときはその端数を5円とする。
- 4 炭化処理手数料及び埋立処理手数料の算出方法は、処理した量に炭化処理手数料及び埋立処理手数料を乗じて計算して得た額の10円未満を切り捨てた額とする。

別表第3 (第19条関係)

手数料の名称	産業廃棄物処理手数料
金額	10キログラムにつき84円

備考 産業廃棄物処理手数料の算出方法は、処理した量に産業廃棄物処理手数料を乗じて計算して得た額の10円未満を切り捨てた額とする。

